

証券コード8202

2024年3月8日

(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

## 株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
ラオックスホールディングス株式会社  
代表取締役社長COO 矢野輝治

### 第48期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第48期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト [https://www.laox.co.jp/laox\\_ir/shareholders\\_meeting/](https://www.laox.co.jp/laox_ir/shareholders_meeting/)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合でも、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月22日（金）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 2024年3月25日（月）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H  
\*末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

#### 3. 会議の目的事項

##### 報告事項

- 第48期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第48期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）  
計算書類報告の件

##### 決議事項

##### 議案

取締役9名選任の件

以 上

- ~~~~~
- お 願 い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください  
ますようお願い申し上げます。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされた  
ものとして取り扱わせていただきます。
- お知らせ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の  
規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報  
告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。  
①事業報告の「企業集団の現況に関する事項（財産及び損益の状況の推移、主要な  
事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況）」、「会社役員に関す  
る事項（責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）」、「会計監査人の状  
況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運  
用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」  
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」  
③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容  
を掲載させていただきます。

# 招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本定時株主総会の招集ご通知の印刷書面\*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID・パスワードをご入力の上、お申込みください。



\*書面交付請求をされた株主様へお送りしている内容と同様になります。

招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/8202/2403/>

受付期限 2024年3月8日(金)0時~2024年3月19日(火)23時59分まで

## お申込み方法

- ①上記ウェブサイトアクセスし、ログインID・パスワードを入力してログイン
- ②ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック
- ③②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック  
※メールで届く確定用のURLをクリックしないと登録完了になりませんので、必ずメールをご確認ください  
※登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください
- ④受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます  
その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます

**ログインIDおよびパスワードについて**



**ログインID** 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」

**パスワード** 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号(ハイフンなし)」

※12月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、12月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。

- ※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできませんのであらかじめご了承ください。
- ※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールをお届けすることができません。ご登録の際は必ずメールが受信できる正しいメールアドレスをご入力ください。
- ※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。  
「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。
- ※ご提供いただきました情報は本件以外に使用することはございません。

今回の株主総会以降も書面のご送付を希望される場合は、別途証券会社または株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申し出ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 取締役9名選任の件

当社の取締役（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますが、この度は新たな取締役候補者4名を含む、取締役9名の選任をお願いいたしました。その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 数
1	ら い ぶん 羅 怡 文 (1963年4月29日生)	1992年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 1995年 中文産業株式会社創立、代表取締役 2006年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役 2009年8月 当社代表取締役社長 2017年4月 株式会社アスコット 社外取締役 2021年3月 当社代表取締役会長（現任） 2021年5月 株式会社アスコット代表取締役会長（現任） 2022年7月 株式会社広済堂ホールディングス 取締役会長（現任）	13,839株 (13,839株)
2	や の て る じ 矢 野 輝 治 (1958年2月7日生)	1980年4月 株式会社ダイエー入社 1998年6月 株式会社ダイエーホールディングス コーポレーション 財務経理企画部長 1999年9月 株式会社レコフ入社 2000年12月 インテグレーション・マネジメント株式会社取締役副社長 2012年4月 当社入社 管理本部本部長 2013年4月 当社執行役員 2014年3月 当社取締役 2020年7月 当社営業管理本部本部長 2021年4月 当社コーポレート統括本部本部長代行 2022年4月 当社取締役副社長 2023年3月 当社代表取締役社長（現任）	14,858株 (14,858株)
3	か く こ う 郭 昂 (1978年5月14日生)	2007年4月 NISグループ株式会社入社 2009年6月 岩井証券株式会社（現岩井コスモホールディングス株式会社）入社 2010年6月 株式会社ISホールディングス入社 2019年2月 当社入社 2019年11月 中国弁護士資格取得 2021年4月 当社経営戦略部長 2023年1月 当社グループ経営企画室 副室長 2023年2月 ラオックス・リアルエステート株式会社代表取締役（現任） 2023年3月 当社経営戦略室 室長（現任） 当社取締役（現任） 2023年5月 株式会社バーニーズジャパン取締役（現任）	1,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 数
4	あくつ やす ひろ 阿久津 康 弘 (1967年2月3日生)	1990年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 業務企画部シニアコーポレートオフィサー 2003年4月 株式会社みずほ銀行 人事部人事グループ参事 役 2004年9月 K F i株式会社 エグゼクティブ・コンサルタン ト 2007年6月 K F i株式会社 代表取締役 2009年11月 東京国際コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2020年3月 当社社外取締役（現任）	一株
5	なか だ よし あき 中 田 吉 昭 (1982年11月30日生)	2011年11月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2011年12月 竹川・岡・吉野法律事務所（現岡綜合法律事務 所）入所 2020年10月 OMM法律事務所入所（現任） 2022年8月 当社社外取締役（現任）	一株
6	りく よう 陸 耀 (1965年7月1日生)	2007年1月 フィリップス（中国）投資有限公司 家電部総 経理 2009年10月 Lilanz（上海）有限公司総経理 2011年7月 Ariston（中国）有限公司総経理 2013年9月 サムスン（中国）投資有限公司副総裁 2021年3月 蘇寧易購集团股份有限公司副総裁（現任）	一株
7	ふく だ たく み 福 田 拓 実 (1981年5月30日生)	2005年4月 株式会社UFJ銀行（現三菱UFJ銀行）入行 2007年1月 株式会社リサ・パートナーズ 2008年9月 マイルストーンターンアラウンドマネジメント 株式会社 2012年8月 株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経 済活性化支援機構） 2014年7月 トパーズ・キャピタル株式会社 ディレクター 2021年11月 SDFキャピタル株式会社 代表取締役（現任）	一株
8	しゅう びん 周 斌 (1981年9月2日生)	2006年3月 PricewaterhouseCoopers Consulting 上海支社 入社 2008年3月 中信証券入社 2015年4月 中信証券戦略顧客部副総裁就任 2015年10月 蘇寧投資集団投資管理部投資銀行部執行役員 2017年3月 当社取締役就任 2018年2月 蘇寧投資集団消費小売事業部総裁 2023年4月 蘇寧易購集团股份有限公司 CFO（現任）	一株
9	りん あ せい 林 亜 青 (1988年6月18日生)	2011年6月 江蘇世紀同仁弁護士事務所入所 2020年12月 江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー （現任）	一株

- (注) 1. 所有する当社株式の数の欄の( )内の株式数については、持株会として所有する株式を内数にて示しております。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 阿久津康弘、中田吉昭、陸耀、福田拓実、周斌及び林亜青の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 阿久津康弘氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、林亜青氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 阿久津康弘氏を社外取締役候補者とした理由は、危機管理、企業リスク管理、コンプライアンス推進のスペシャリストとして、大手事業法人などの内外企業に対する経営戦略策定プロジェクト、コンプライアンス、内部統制強化等についてのアドバイザー・プロジェクトを多数主導した経験を有し、また企業経営者としての幅広い見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 中田吉昭氏を社外取締役候補者とした理由は、国内弁護士として豊富な知識と経験を有しており、独立した立場からの法的アドバイスと、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年7か月となります。
7. 陸耀氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル的な企業等での総経理として培った小売業に関する幅広い知見を有しており、当社が展開するリテール事業・貿易事業への各種アドバイスを期待するとともに、取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。
8. 福田拓実氏を社外取締役候補者とした理由は、主に投資分野、企業経営での豊富な経験と幅広い知識に基づく、資本の有効活用とリスク管理に配慮した指南役を果たせることから、当社の企業価値向上に寄与できると判断し、社外取締役候補者となりました。
9. 周斌氏を社外取締役候補者とした理由は、中国の証券会社等での豊富な経験と財務及び会計に関する高い識見・専門性を活かし、取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。
10. 林亜青氏を社外取締役候補者とした理由は、中国弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、法務ならびにコンプライアンスの視点を取締役会において発揮することにより、当社の事業展開への監督機能を一層強化するため、社外取締役候補者となりました。
11. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険期間は2025年3月1日迄であります。更新する予定であります。
12. 非業務執行取締役との責任限定契約の概要  
当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、阿久津康弘、中田吉昭の両氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、両氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。また、陸耀、福田拓実、周斌と林亜青の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
- その概要は、非業務執行取締役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

以上

# 事 業 報 告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 経営環境の概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、訪日外国人旅行者の消費額はコロナ禍前の水準を超え、訪日客数においても回復の兆しが見えております。一方で、景気の変動要因として、地政学リスクの高まりやエネルギー価格並びに物価上昇等による影響など、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような厳しい経済情勢の下、当社グループは、5月に新しいスタイルのリテール事業を展開していくことを目的として、株式会社バーニーズジャパンを子会社化し、同社が持つハイエンドな商品のノウハウを生かし、従来のインバウンド事業のマーチャндаイジング戦略を見直し、また、グループ企業の自社ブランド「THE SWEETS」では、季節ごとの新作商品発売とポップアップコーナーを積極的に出店、「THE GINZA SELECT」では、製造方法にこだわりのあるプレミアムアイテムの扱いを開始するなど、「豊かで多様なライフスタイル“Global Life Style”の提案とその進化・創造の支援」というミッションのもと、様々な商品を国内外のお客様へお届けする取り組みを継続しております。

当連結会計年度の連結業績は、中国市場の需要変化に対応し中国子会社の事業を再構築しているため、トレーディング事業の減収が継続しているものの、第2四半期連結会計期間に連結子会社化した株式会社バーニーズジャパンの売上が寄与したこともあり、売上高は60,187百万円（前年同期比9.2%増）となりました。また損益面では、コスト増加分を売価へ転嫁することによる粗利の改善やトレーディング事業における貸倒引当金戻入額の計上もあり、営業利益284百万円（前年同期比474.1%増）、経常利益555百万円（前年同期比13.3%増）となりました。また、株式会社バーニーズジャパンを子会社化したことに伴う負ののれん発生益3,855百万円を特別利益に計上する一方、事業整理損1,025百万円や契約損失引当金繰入額795百万円等を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,043百万円（前年同期比2,826.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

#### (ギフトソリューション事業)

当事業セグメントにおきましては、主に贈物としての食品や雑貨、生活関連用品の販売を行っております。従来の返礼ギフトに留まらず、カジュアルに贈ることができる特化型のカatalogギフト「はじめてのカatalogギフト」、「知多農家さんの食卓」を発売し、高需要を見据えておせちのラインナップおよび品数を強化するとともに、お歳暮についてもPB商品を多数開発し販売いたしました。また、自社スイーツブランド「THE SWEETS」は関西地域にて初となるポップアップ店舗

を3拠点同時出店し、好調に売上を伸ばしました。加えて、ハイエンドブランド「ITADAKI」を始動させ六本木にてポップアップを展開するなど、新規顧客層の獲得に努めました。

また、オンライン販売は昨年から引き続き好調に推移し、新たな自治体関連事業の獲得などによる売上高の増加がありました。冬ギフトについては前年を下回る状況となったことから減収となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は41,092百万円（前年同期比3.5%減）となり、セグメント利益は881百万円（前年同期比2.1%増）となりました。

#### （リテール事業）

当事業セグメントにおきましては、訪日外国人旅行客増加に伴い、休業店舗を順次営業再開し、秋葉原本店においては、中国香港に拠点を置く宝飾品最大手、周大福珠寶集團有限公司の日本正規代理店として展開している『周大福・ラオックス秋葉原店』を、新装オープンするなど、マーチャンダイジング戦略を見直し、よりハイクオリティな商品の品揃えを推進してまいりました。

株式会社バーニーズジャパンにおいては、100周年限定アイテム投入による来店促進、店舗外での催事開催などを実施したものの、猛暑が続いたことにより秋冬物の立ち上がりが遅れておりましたが、当第4四半期連結会計期間において売上は堅調に推移いたしました。

以上の結果、インバウンド店舗の営業再開や株式会社バーニーズジャパンを連結子会社化したことなどの影響により、当連結会計年度の売上高は15,010百万円（前年同期比390.9%増）となり、セグメント利益は632百万円（前年同期は273百万円の損失）となりました。

#### （トレーディング事業）

当事業セグメントにおきましては、中国国内の環境としては、ゼロコロナ政策の解除後徐々に経済活動が再開し、小売店や飲食店の営業活動も正常に向かうと予想しておりました。しかしながら、コロナ禍以降の消費者購買行動が変化したため、その対応として、当社としては、卸売事業やオンライン販売事業の商品の絞り込みを行い、不採算部門縮小などの構造改革を実施してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,923百万円（前年同期比59.8%減）、セグメント利益は168百万円（前年同期は230百万円の損失）となりました。

#### （アセット・サービス事業）

当事業セグメントにおきましては、運営する商業施設のテナント誘致が進み、収益改善の効果は今後出てくると見込まれます。引き続き、キャッシュ・フローの改善、コスト圧縮を図りながら、施設活性化施策を継続してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,161百万円（前年同期比47.8%減）となり、セグメント損失は379百万円（前年同期は704百万円の利益）となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、多様なチャネルを通じてお客様へ優れた商品やサービスをお届けすることで、グローバルライフスタイルを実現していくことを課題としております。

その一環として、当社グループの主力事業の一つであるギフトソリューション事業においては、季節変動のある事業からの脱却を図るべく、日常の多様なギフト

トシーンに対応する新商品や、家での贅沢を叶える付加価値の高い商品開発に取り組むとともに、人気のオリジナルスイーツブランドを常設店として展開し新たな販路や顧客層の獲得を進めてまいります。

次に、リテール事業においては、訪日外国人旅行客数の動向を注視しながら、東京や大阪を中心とした都市への新規出店による店舗網を拡大し、免税店としての新しい形を追求し商品構成の見直しや新しいサービスへの取り組みを進めてまいります。また、インバウンド事業のノウハウ等を活用しながら、株式会社バーニーズジャパンにおいても新しい商品の取り扱いを開始するなど売上拡大を進めてまいります。

トレーディング事業においては、子会社事業再構築からの事業立ち上げ、スピードをあげて取り組み、中国市場の変化へ対応するべく取り組んでまいります。さらには、好評を得ている日本料理店「くろぎ」の一層のマーケティング強化を図りお客様の満足度向上に努めてまいります。

アセット・サービス事業においては、運営する施設に地域活性化に貢献出来るテナントや、コンテンツの導入を積極的に行い、社会共生活動も進めてまいります。

さらに、当社グループ全体の事業継続的成長のため、事業体制に応じた業務オペレーションの効率化をはかり、社内研修体制の充実や多様な人材が活躍できる職場環境作りなど組織力の強化に努め、各事業の課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3)設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）の総額は919百万円であります。

その主な内訳は、ギフトソリューション事業における冷凍倉庫新設に係る投資及び本社移転等によるものです。

### (4)資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

### (5)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

### (6)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023年5月1日に、株式会社バーニーズジャパンの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

### (7)重要な親会社及び子会社の状況

#### ①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
シャディ株式会社	東京都港区	100	100.0	ギフト商品販売卸売
ラオックス・ロジスティクス株式会社	栃木県栃木市	100	100.0	物流業
株式会社バーニーズジャパン	東京都千代田区	100	100.0	アパレル・雑貨販売
ラオックス・グローバルリテリング株式会社	東京都港区	90	100.0	インバウンド事業
ラオックス・リアルエステート株式会社	東京都千代田区	98	100.0	商業不動産運営事業
楽弘益(上海)企業管理有限公司	中華人民共和国	1,500	100.0	中国事業の統括・管理業務

(注) 当社の連結子会社である、ラオックス・トレーディング(株)は、同じく子会社であるラオックス・デジタル(株)に事業の一部(貿易事業)を譲渡し、2023年7月1日付けで社名をラオックス・グローバルリテリング(株)へ変更しております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株  
(2) 発行済株式数 91,416,639株 (自己株式の数1,918,464株を除く。)  
(3) 単元株式数 100株  
(4) 株主総数 26,078名 (自己株式分1名を除く。)  
(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
GRANDA MAGIC LIMITED	27,783 千株	30.39 %
HANMAX INVESTMENT LIMITED	22,144	24.22
日本観光免税株式会社	5,489	6.01
山下 覚 史	863	0.94
安東 光 輝	780	0.85
株式会社 A I I N	640	0.70
中文産業株式会社	542	0.59
株式会社 D M M. c o m 証券	292	0.32
張 明	290	0.32
グローバルワーカー派遣株式会社	290	0.32

(注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧易購集團股份有限公司の100%孫会社であります。  
2. 持株比率は自己株式1,918,464株を控除して計算しています。  
3. 持株数は、千株未満を切捨てて表記しております。

### 3. 会社の新株予約権等の状況（2023年12月31日現在）

（その他新株予約権等に関する重要な事項）

2019年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第6回新株予約権）

割当日	2019年7月5日
新株予約権の数	52,810個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	総額 10,562,000円 （内訳） 当初発行分5,281,000円 （新株予約権1個あたり100円） 期間延長に伴う払込金5,281,000円 （新株予約権1個あたり100円）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 5,281,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313円
新株予約権の行使期間	2019年7月8日～2027年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 156.5円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ない
新株予約権の譲渡に関する事項	—
割当先	グローバルワーカー派遣株式会社

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

#### ① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	羅 怡 文	株式会社アスコット 代表取締役会長 株式会社広済堂ホールディングス 取締役会長
代表取締役社長COO	矢 野 輝 治	
取 締 役	郭 昂	経営戦略室長 ラオックス・リアルエステート株式会社 代表取締役社長 株式会社バーニーズジャパン 取締役
取 締 役	龔 震 宇	蘇寧易購集団股份有限公司 副総裁 カルフルー(中国) 控股有限公司 CEO
取 締 役	田 睿	蘇寧易購集団股份有限公司 副総裁 蘇寧易購集団股份有限公司 マーケティング管理本部副総裁
取 締 役	阿久津 康 弘	東京国際コンサルティング株式会社 代表取締役
取 締 役	徐 蓓 蓓	江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー
取 締 役	中 田 吉 昭	OMM法律事務所
取 締 役	相 澤 健	東京国際法務事務所代表行政書士 アカリ投資管理株式会社代表取締役
常 勤 監 査 役	北 澤 陽 一	
監 査 役	芝 正 二	シャディ株式会社 監査役
監 査 役	上 村 明	上村・大平・水野法律事務所 代表 K P T A S株式会社 代表取締役
監 査 役	山 岸 洋 一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役(監査等委員) ニューラルグループ株式会社 社外取締役 B i o n i c M株式会社 社外監査役 シャディ株式会社 監査役 ファイメクス株式会社 社外監査役 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 SBI大学院大学 教授
監 査 役	華 志 松	

- (注) 1. 取締役 阿久津康弘、徐蓓蓓、中田吉昭、相澤健の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 芝正二、上村明、山岸洋一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 芝正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 阿久津康弘、徐蓓蓓の両氏と、監査役芝正二、上村明、山岸洋一の各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 監査役 小山由紀夫氏は、2023年3月30日をもって辞任により退任いたしました。
6. 代表取締役社長COO 矢野輝治氏は、2024年1月1日付でシャディ株式会社代表取締役社長に就任しております。
7. 取締役郭昂氏は、2024年1月26日付で日本華揚聯衆デジタルソリューション株式会社取締役 に就任しております。

## ②経営戦略委員会委員

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※経営戦略委員会委員	羅 怡 文	代表取締役会長CEO 株式会社アスコット 代表取締役会長 株式会社広済堂ホールディングス 取締役会長
※経営戦略委員会委員	矢 野 輝 治	代表取締役社長COO
※経営戦略委員会委員	郭 昂	経営戦略室長 ラオックス・リアルエステート株式会社 代表取締役社長 株式会社バーニーズジャパン 取締役
経営戦略委員会委員	池 内 大 介	グループ財務経理室長
経営戦略委員会委員	杜 鵬	ラオックス・トレーディング株式会社 代表取締役社長 シャディ株式会社 取締役
経営戦略委員会委員	羅 佳 儀	経営戦略室副室長 株式会社バーニーズジャパン 取締役

- (注) 1. ※印の経営戦略委員会委員は、取締役を兼務しております。  
 2. 経営戦略委員会委員 矢野輝治氏は、2024年1月1日付でシャディ株式会社の代表取締役社長に就任しております。  
 3. 取締役郭昂氏は、2024年1月26日付で日本華揚聯衆デジタルソリューション株式会社取締役に就任しております。

## (2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員、管理職従業員、役員と共同被告になった従業員、及びそれらの配偶者や相続人であり、当該保険契約は、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を補填するものです。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、補填の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

## (3)取締役及び監査役の報酬

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役においては会社の持続的成長と企業価値向上への貢献の度合、非業務執行取締役（社外取締役を含む）においては取締役会における提案・助言・監督等の貢献の度合を踏まえて決定しております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う非業務執行取締役（社外取締役を含

む)については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給いたします。なお、基本報酬と業績連動報酬等の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、概ね1：1の比率を目安としております。

#### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長CEO羅怡文及び代表取締役社長C00矢野輝治の2名に個人別の具体的報酬額の決定を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価等を行うには代表取締役会長CEO及び代表取締役社長C00の2名が最も適しているとの判断に基づくものであります。取締役会は決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 ( 4名)	88百万円 ( 7百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 ( 4名)	14百万円 ( 8百万円)
計 (うち社外役員)	16名 ( 8名)	103百万円 ( 15百万円)

(注)1. 報酬等の総額は、基本報酬のみであり、業績連動報酬や非金銭報酬等はありません。

2. 上記支給額のほか、2023年3月30日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して10百万円、社外退任監査役1名に対して0百万円支給しております。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>35,050</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>19,313</b>
現金及び預金	11,156	支払手形及び買掛金	8,363
受取手形及び売掛金	13,516	電子記録債権	2,004
棚卸資産	6,737	短期借入金	2,550
前渡金	2,094	未払金	2,017
その他の金	1,863	未払法人税等	51
貸倒引当金	△318	契約負債	2,392
		賞与引当金	152
		製品補償損失引当金	14
		厚生年金基金脱退損失引当金	22
		転貸損失引当金	88
		契約損失引当金	232
		その他の	1,424
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,212</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,542</b>
有形固定資産	5,375	長期借入金	192
建物及び構築物	2,900	繰延税金負債	559
機械装置及び運搬具	708	役員退職慰労引当金	70
工具、器具及び備品	182	転貸損失引当金	80
土地	1,515	契約損失引当金	809
リース資産	52	退職給付に係る負債	976
建設仮勘定	15	資産除去債務	857
		その他の	995
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,072</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,855</b>
ソフトウェア	803	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他の	269	株主資本	21,740
		資本	100
		資本剰余金	17,652
		利益剰余金	6,407
		自己株式	△2,419
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>4,764</b>	その他の包括利益累計額	655
関係会社出資金	220	為替換算調整勘定	651
長期貸付金	2,500	退職給付に係る調整累計額	4
繰延税金資産	26		
敷金及び保証金	4,097	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>10</b>
その他の金	1,424		
貸倒引当金	△3,504	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,406</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>46,262</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,262</b>		

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

科 目	金 額	
		百万円
売上		60,187
売上		42,063
販売費		18,123
営業		17,839
営業		284
受為貸補そ	23	
倒引助	202	
業	64	
業	78	
業	50	419
支持株地過そ	13	
分式	51	
年度	0	
年度	43	
の	15	
の	24	148
経特		555
固定	13	
の	3,855	
の	31	3,900
特		
固定	63	
減損	43	
店舗	160	
事業	1,025	
契約	149	
契約	795	
の	117	2,355
税金等調整前当期純利益		2,100
法人税、住民税及び事業税		60
法人税等調整額		△3
当期純利益		2,043
親会社株主に帰属する当期純利益		2,043

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,469</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,257</b>
現金及び預金	3,531	短期借入金	300
棚卸資産	151	未払金	541
前払費用	134	未払費用	127
関係会社短期貸付金	2,893	未払法人税等	5
未収入金	677	前受金	61
その他の金	91	預り金	28
貸倒引当金	△12	賞与引当金	17
		製品補償損失引当金	14
		厚生年金基金脱退損失引当金	12
		転貸損失引当金	88
		契約損失引当金	17
		その他の	42
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,921</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,225</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>456</b>	繰延税金負債	2
建物	101	退職給付引当金	143
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	57
器具備品	25	関係会社整理損失引当金	384
土地	301	転貸損失引当金	80
リース資産	28	契約損失引当金	7
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>24</b>	資産除去債務	307
		その他の	1,242
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,440</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,482</b>
投資有価証券	76	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株	5,306	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,896</b>
関係会社出資金	76	資 本 金	100
長期貸付金	2,500	資 本 剰 余 金	17,356
関係会社長期貸付金	3,201	資 本 準 備 金	11,000
破産更生債権等	2,052	その他資本剰余金	6,356
長期未収入金	2,337	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△2,140</b>
敷金及び保証金	1,579	その他利益剰余金	△2,140
その他の金	209	繰越利益剰余金	△2,140
貸倒引当金	△8,900	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,419</b>
		新株予約権	10
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,390</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,907</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>16,390</b>

# 損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売上		1,999
売上		1,310
販売費		689
営業		1,182
営業		△492
受為そ	89	
取替	115	
の	10	214
営業		
支地貸そ	9	
払代	17	
倒引	194	
の	0	222
経特		△500
常		
別		
固	4	
契	453	
約	27	486
の		
特		
別		
固	59	
店	126	
舖	1,370	
係	23	1,579
会		
社		
株		
式		
評		
価		
損		
失		
(△)		△1,593
税引前		△48
当期純		△0
損		△1,544
失		
(△)		

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

ラオックスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア  
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックスホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

ラオックスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア  
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックスホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、経営戦略委員、グループ内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、経営戦略委員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、経営戦略委員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査法人アヴァンティアと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

ラオックスホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤）	北 澤 陽 一	Ⓢ
監査役（社外）	芝 正 二	Ⓢ
監査役（社外）	上 村 明	Ⓢ
監査役（社外）	山 岸 洋 一	Ⓢ
監査役	華 志 松	Ⓢ

以 上

# 株主総会会場ご案内

東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H  
会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご来場ください。



地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通（西改札）  
※ベルサール六本木とは異なる建物です。ご注意ください。  
※お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。  
何卒、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

株主各位

# 第48期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第48期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

## ■事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社役員に関する事項
3. 会計監査人の状況
4. 業務の適正を確保するための体制
5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

## ■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

## ■計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

ラオックスホールディングス株式会社

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 2020年12月期	第 46 期 2021年12月期	第 47 期 2022年12月期	第 48 期 (当連結会計年度) 2023年12月期
売 上 高 (百万円)	82,988	68,149	55,127	60,187
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△3,444	△2,151	490	555
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△16,641	△7,110	69	2,043
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円・銭)	△182.04	△77.78	0.76	22.35
総 資 産 (百万円)	63,523	46,720	40,944	46,262
純 資 産 (百万円)	27,575	20,115	20,327	22,406

(注)第47期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第47期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 2020年12月期	第 46 期 2021年12月期	第 47 期 2022年12月期	第 48 期 (当事業年度) 2023年12月期
売 上 高 (百万円)	17,818	12,216	6,801	1,999
経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	△4,683	△2,799	△243	△500
当 期 純 損 失 ( △ ) (百万円)	△16,363	△8,482	△595	△1,544
1株当たり当期純損失(△) (円・銭)	△179.00	△92.79	△6.51	△16.90
総 資 産 (百万円)	32,944	24,490	18,952	16,390
純 資 産 (百万円)	23,529	15,039	14,454	12,907

(注)当社は、2022年10月3日付で持株会社体制に移行しております。

## (2) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、「ギフトソリューション事業」「リテール事業」「トレーディング事業」「アセット・サービス事業」を展開しております。

ギフトソリューション事業とは、ギフト用品及び生活関連用品の販売を展開する事業です。

リテール事業とは、訪日観光客を対象にした免税店事業、紳士服・婦人服・雑貨用品などの販売を展開する事業です。

トレーディング事業とは、PB商品等の輸出入を通じた貿易事業、グローバルEC等を展開する事業です。

アセット・サービス事業とは、複合商業施設の運営と管理、不動産売買及び仲介を展開する事業です。

### (3) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

事業名	社名	事業所
ギフトソリューション事業	シャディ株式会社	本社：東京都港区 東京物流センター：栃木県栃木市
リテール事業	ラオックス・グローバルリテリング株式会社	本社：東京都港区 店舗：東京都2店舗、大阪府2店舗 北海道1店舗、千葉県1店舗
	株式会社バーニーズジャパン	本社：東京都千代田区 店舗：東京都3店舗、神奈川県1店舗 兵庫県1店舗、福岡県1店舗
トレーディング事業	楽弘益(上海)企業管理有限公司	本社：中国上海
	ラオックス・トレーディング株式会社	本社：東京都港区
アセット・サービス事業	ラオックス・リアルエステート株式会社	本社：東京都千代田区 事業所：千葉県千葉市

### (4) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

#### ① 当社連結グループ従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	増減(名)
ギフトソリューション事業	431( 386)	△10( △30)
リテール事業	538( 263)	450( 122)
トレーディング事業	51( -)	△13( -)
アセット・サービス事業	16( 28)	△30( △3)
全社 (共通)	65( 1)	△14( -)
合計	1,101( 678)	383( 89)

- (注) 1. 従業員数は、当社連結グループから当社連結グループ外への出向者を除き、当社連結グループ外から当社連結グループへの出向者を含む就業人員であります。  
2. 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。  
3. 従業員数が当連結会計年度において383名増加しておりますが、これは主に株式会社バーニーズジャパンが連結子会社となったことによるものであります。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)
69( 10)	△19( △1)

- (注) 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

### (5) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先名	借入残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	1,850
株式会社商工組合中央金庫	300
株式会社足利銀行	289
三井住友信託銀行株式会社	200

- (注) 2023年12月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条（取締役の責任免除）第2項、及び第38条（監査役の責任免除）第2項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その責任限度額は、法令が限定する額としています。

### (2) 社外役員に関する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	阿久津 康 弘	当期開催の取締役会17回のうち17回出席。会社経営者として、またコンプライアンス体制構築・内部監査高度化支援等の分野における見識に基づき、コンプライアンス分野や内部統制等について適宜質問をし、助言を行った。
取 締 役	徐 蓓 蓓	当期開催の取締役会17回のうち5回出席。中国弁護士としての見識に基づいて、中国貿易及び中国E C事業の運営、中国での法令の改正等について助言を行った。
取 締 役	中 田 吉 昭	当期開催の取締役会17回のうち17回出席。国内弁護士としての実務を背景とした見識に基づいて、会社訴訟・非訟案件などを始めとする企業活動について、適宜質問をし、意見を述べた。
取 締 役	相 澤 健	当期開催の取締役会17回のうち11回出席。長年クロスボーダー案件に携わってきた豊富な経験に基づき、海外ビジネスに関わる許認可申請等について、適切な提案や助言を行った。
監 査 役	芝 正 二	当期開催の取締役会17回のうち17回出席、また監査役会12回のうち12回出席。財務・会計の専門家としての高い見識に基づく独立の立場から、適宜適切な助言・発言を積極的に行った。
監 査 役	上 村 明	当期開催の取締役会17回のうち16回出席、また監査役会12回のうち12回出席。法律事務所の代表弁護士としての識見に基づいて、法律的な視点から企業運営について適宜質問をし、意見を述べた。
監 査 役	山 岸 洋 一	当期開催の取締役会17回のうち16回出席、また監査役会12回のうち12回出席。会社経営者として、また公認会計士としての識見に基づき、企業運営について適宜質問をし、意見を述べた。

② 社外取締役・社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

阿久津康弘氏は、東京国際コンサルティング株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、東京国際コンサルティング株式会社は当社との間に取引関係はありません。

徐蓓蓓氏は、江蘇世紀同仁弁護士事務所のパートナーを兼任しております。なお、江蘇世紀同仁弁護士事務所は当社との間に取引関係はありません。

中田吉昭氏は、OMM法律事務所のメンバーを兼任しております。なお、OMM法律事務所は当社との間に取引関係はありません。

相澤健氏は東京国際法務事務所の代表行政書士及びアカリ投資管理株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、東京国際法務事務所及びアカリ投資管理株式会社は当社との間に取引関係はありません。

上村明氏は、上村・大平・水野法律事務所代表及びK P T A S 株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、上村・大平・水野法律事務所及びK P T A S 株式会社は当社との間に取引関係はありません。

山岸洋一氏は、キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長、株式会社ディー・エル・イー 社外取締役(監査等委員)、ニューラルグループ株式会社 社外取締役、BionicM株式会社 社外監査役、ファイメクス株式会社 社外監査役、情報経営イノベーション専門職大学 客員教授とSBI大学院大学 教授を兼任しております。なお、これらの兼職先と当社との間に取引関係はありません。

③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役2名が、役員を兼任する子会社等から役員として受けた報酬等の総額は4百万円であります。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

#### (2) 報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                 | 55百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 80百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社バーニーズジャパンについては、当社の会計監査人以外の監査法人から監査を受けております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項は特にありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、監査の適正及び信頼性が確保できないと認められた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

##### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制を有効に機能させるための機関として、リスク・コンプライアンス委員会等を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する体制の整備、モニタリング、見直し等を行ないます。
- ② 当社グループ内における職務執行の指針として、コンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等を定めるとともに、グループ内部監査室を設置し、内部監査規程に沿って各部署における職務執行が法令・定款に適合しているかどうかの内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図ります。
- ③ 社内規程・社会規範に反する行動の抑止力として、リスク・コンプライアンス委員会の下部組織として賞罰委員会を設置し、倫理観の向上を図ります。
- ④ 社内教育研修機関の研修カリキュラムの一環として、内部統制・コンプライアンス研修を実施します。
- ⑤ コンプライアンス規程、リスク・コンプライアンス委員会規程、内部通報規程に基づき、通報先・相談窓口としての「グループ企業倫理ヘルプライン」を設置します。
- ⑥ 当社グループは、特定株主からの利益供与要求や市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、全社を挙げて毅然とした態度で対応し、一切の関係遮断に取り組みます。

##### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、持株会社として、取締役会の機能をグループ経営戦略の立案や業務執行の監督に特化し、子会社取締役には業務執行責任を担わせ、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図ることにより、効率的な経営体制を構築します。
- ② グループ中期経営計画を策定し、中期経営計画に沿って各部門間の予算・人

員の配分を行い、計画目標達成のための諸施策を実行します。

- ③ 定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び業務遂行状況の監督等を行います。
  - ④ 経営戦略委員会を毎月開催し、常務的事項の意思決定や、取締役会上程議案の審議・決定等を行います。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**  
取締役会、経営戦略委員会等の重要な会議に関する議事録や、代表取締役・業務執行取締役その他の職務執行に係る情報については、法令並びに文書管理規程・情報管理規程その他諸規程に基づいて、適切に保存及び管理を行います。
- (4) 損失の危険の管理に対する規程その他の体制**
- ① リスク管理規程に則って、リスクの早期発見・通報、緊急事態対策本部の設置、損失の危険への対応、対応策の有効性評価にまで至るリスクマネジメント体制を確立します。
  - ② グループ内部監査室は、社内におけるリスク管理の状況を監査し、重要な不備については、代表取締役に都度報告します。
  - ③ 内部通報規程に基づいた「企業倫理ヘルプライン」を通じて、リスクの早期発見に努めます。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社は、関係会社管理規程等に基づき、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務執行について、当社の取締役会、経営戦略委員会において、審議・報告します。
  - ② 子会社もコンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等の対象に含めて、その順守を指導しています。
  - ③ グループ内部監査室は、内部監査計画に則って、定期的に子会社の内部監査を実施します。
  - ④ 当社の監査役は、必要に応じて子会社の業務の適正性について、子会社に対して報告を求め、調査を行います。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
監査役が職務補助の使用人を求めた場合は、その求めに応じこれを設置するものとします。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**  
監査役を職務を補助すべき使用人は、監査役指揮命令に従いその職務を行うものとし、当該使用人の人事考課は監査役が行うこととします。また、人事異動・処遇については監査役と取締役が協議し、常勤監査役の同意を得た上で決定することとします。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締

役会・経営戦略委員会を始めとする重要会議に出席し、取締役・使用人などからの報告を聴取します。また重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関して、不正の行為または法令や定款に違反する事実の有無を含めて、業務状況を調査します。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人等が、コンプライアンス違反の事実を発見した場合は、直接監査役に報告するほか、「グループ企業倫理ヘルプライン」を経由して、監査役並びにコンプライアンス委員会に報告することができることとします。
- ③ 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をしたことを理由として、その者たちに不利益な取り扱いをすることを禁止します。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制整備のため、定期的に代表取締役と会合を持ち、情報・意見交換等を行います。
- ⑤ 監査役は、グループ内部監査室と緊密な連携を図るとともに、財務・総務・法務等の部門に対して、必要に応じて協力を求めることとします。
- ⑥ 当社は、監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の取組み状況

- ① グループの企業倫理ヘルプラインの有効性を強化するために、外部ヘルプライン（社外窓口）の運営を、第三者であるリスクマネジメント専門企業に委託するとともに、案内ポスターやコンプライアンスカードの配布等により、当該社外窓口の社内通知を徹底いたしました。
- ② グループ社員に対して月3回のコンプライアンス関連メールマガジンを発行し、コンプライアンスに対する啓蒙を行いました。また、新型コロナウイルスの流行状況下において、オンラインによる従業員向けコンプライアンス研修を実施いたしました。
- ③ 取引先については「反社会的勢力排除規程」・「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしています。
- ④ 「関連当事者取引に関する規程」に基づき役員等に不適正な関連当事者取引が無いことを確認しました。

## (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の取組み状況

取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

また、企業を取り巻く環境の変化に機動的に対応し、常務的事項の意思決定や取締役会上程議案の審議・決定を行うために、定期的に経営戦略委員会を開催し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

## (3) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制の取組み状況

取締役会議事録、執行役員会議事録、経営戦略委員会議事録、稟議書等は規程に基づき、保存期間・所管部署を定めて適切に管理・保存しております。

## (4) 損失の危機の管理に対する規程その他の体制の取組み状況

財務報告の信頼性確保のため、内部監査計画に基づきグループ内部監査室が内部統制評価を実施いたしました。内部統制評価については、会計監査人の監査を受けております。また、子会社も含めて41回の内部監査を行い、当社グループ全体の業務の実施状況及びコンプライアンスの遵守状況の監査を行いました。企業倫理ヘルプラインの運用については、グループ総務・法務室とグループ内部監査室が連携して通報案件に対応しております。

## (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の取組み状況

① グループ経営会議を21回、経営戦略委員会を17回開催し、経営基本理念、方針及び目標を当社グループ全体で共有するとともに、グループ経営会議等で子会社の業務執行についての報告を受けております。また、子会社各社を含むグループ全体の予算管理や稟議の閲覧などを通じ、その業務の適正性の確認を行いました。

② 子会社に関しては、内部統制に関する規程の作成や運用評価の仕組みの構築、内部通報制度の導入による外部通報先の一元化を行うなど、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っております。

## (6) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制の取組みの状況

① 監査役会を12回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、代表取締役と定期的に会合を設け、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について、意見及び情報交換を行いました。また、取締役会、経営戦略委員会、グループ経営会議等に出席して意見を述べるほか、会計監査人、取締役、経営戦略委員会委員、従業員と意思疎通を図り情報の収集・調査に努めております。さらに、グループ監査役連絡会を4回開催し、子会社の監査役からの監査活動報告を受けて監査の実効性の向上を図っております。

② 監査役の職務を補助する組織としてグループ内部監査室に委嘱し、監査役会の指揮に基づき監査役会の事務局の運営にあたらせております。また、グループ内部監査室の人事等は、監査役の同意を得た上で決定しております。

- ③ 監査役は、定期的にグループ内部監査室と会合を持ち、内部監査報告書等の提出を受けております。また、四半期ごとに会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに意見交換を実施しました。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当による株主の皆様への利益還元を最重要施策の一つであると強く認識しております。

当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、かつ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会決議により配当することができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当期の配当については、個別決算における繰越利益剰余金が欠損の状況であることから、誠に遺憾ながら無配とさせて頂きたいと存じます。

今後におきましては、更なる構造改革を含めた事業計画を着実に実施し、株主様への安定的な利益還元をできるよう取り組んでまいります。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	17,652	4,364	△2,419	19,697
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,043		2,043
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,043	△0	2,043
当期末残高	100	17,652	6,407	△2,419	21,740

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	2	614	3	619	10	20,327
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,043
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2	36	0	35		35
当期変動額合計	△2	36	0	35	－	2,078
当期末残高	－	651	4	655	10	22,406

# 連結注記表

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数 27社

主要な会社名 シャディ株式会社、ラオックス・グローバルリテリング株式会社、株式会社バーニーズジャパン、ラオックス・リアルエステート株式会社、楽弘益（上海）企業管理有限公司

### (2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、株式会社バーニーズジャパン他1社の株式を取得し、連結の範囲に含めております。

なお、ラオックス・グローバルリテリング株式会社は、2023年7月1日にラオックス・トレーディング株式会社へ、ラオックス・トレーディング株式会社は、2023年8月1日にラオックス・デジタルよりそれぞれ社名を変更しております。

### (3) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名 上海榭迪文化创意有限公司

非連結子会社1社は、小規模であり、かつ合計での総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数 3社

主要な会社名 楽購仕（山東）越境電子商務有限公司、上海緑地楽購思貿易有限公司

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 上海榭迪文化创意有限公司

主要な関連会社 日本華揚聯衆デジタルソリューション株式会社

持分法を適用していない非連結子会社1社及び関連会社3社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

以外のもの 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## ②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商品及び製品 先入先出法に基づく原価法

ただし、ギフト商品販売卸売業は移動平均法による原価法

販売用不動産 個別法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

## (2)固定資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物（建物附属設備）2～47年、その他2～54年

### ②無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。

### ③長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む。）

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間又は経済的耐用年数（2～14年）により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### ④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## (3)繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に資産計上し、3年で定額法により償却しております。

## (4)重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

### ③製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

### ④厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

### ⑤転貸損失引当金

転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額

から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑥契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

⑦役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、持株会社体制のもと、ギフトソリューション事業、リテール事業、トレーディング事業、及びアセット・サービス事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(ギフトソリューション事業)

ギフトソリューション事業においては、ギフト関連商品を複合的な販売チャネルを通じて主に顧客である全国のサラダ館（フランチイズ店）等に卸売販売しており、履行義務はギフト関連商品の提供であります。出荷時から商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合に、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

また、発行した商品券は使用された時点でその収益を認識しております。自社商品券の未使用部分については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。

(リテール事業)

リテール事業においては、アパレル商品の販売及び免税店や百貨店における商品を主に個人顧客に販売しており、履行義務は商品の提供であります。顧客である商品購入者に当該商品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し収益を認識しております。

また、リテール関連商品を法人に対しても卸売販売しております。卸売販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合に、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

なお、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、発行した商品券やポイントは使用された時点でその収益を認識しております。自社商品券の未使用部分については、顧客が権利行使する可能性が極めて低くなった時に、収益を認識しております。

### (トレーディング事業)

トレーディング事業においては、主に日本の良質な商品を中心に、リアル及びネットなどを問わず、様々なチャネルやネットワークを通じて、法人に対する卸売販売又は一般個人に対する販売を行っており、履行義務は商品の提供であります。輸出版売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、中国国内における商品販売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

### (アセット・サービス事業)

アセット・サービス事業においては、複合商業施設運営、不動産売買や賃貸物件管理に係る事業を展開しています。複合商業施設運営や賃貸物件管理に係る収益は履行義務が一定の期間にわたり充足されるため、契約期間にわたり収益を認識しております。不動産販売に係る収益は、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客へ引き渡すことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、物件が引き渡される時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

### (7) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

### (8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 百万円未満の端数処理については連結計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。
- ② グループ通算制度を適用しております。
- ③ 当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## 5. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記していた流動負債「前受金」(当連結会計年度107百万円)は、金額が僅少のため、当連結会計年度においては流動負債「その他」に含めて表示しております。

### (連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外費用「その他」に含めていた「地代家賃」(前連結会計年度10百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記していた特別利益「助成金収入」(当連結会計年度7百万円)は、金額が僅少のため、当連結会計年度においては特別利益「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記していた特別損失「店舗休業損失」（当連結会計年度一百万円）及び「特別退職金」（当連結会計年度4百万円）は、金額が僅少のため、当連結会計年度においては特別損失「その他」に含めて表示しておりません。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 特定の債権に係る貸倒引当金及び貸倒引当金戻入額

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

上海輝誼智鏈科技有限公司は、当社の関係会社である蘇寧易購集团股份有限公司及びその系列会社（以下、「同社」という）に対して有する受取手形及び売掛金に、以下のとおり、2021年12月期に貸倒引当金（流動資産）を計上しておりますが、2023年12月期に貸倒引当金戻入額を計上いたしました。

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
債 権 残 高	2,041百万円	1,654百万円	1,156百万円
貸 倒 引 当 金	462百万円	486百万円	—
貸倒引当金戻入額	—	—	486百万円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、営業債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社グループは、同社に対して有する受取手形及び売掛金の一部について貸倒引当金を計上しておりましたが、その後の同社からの債権回収実績、信用状況の改善傾向、今後の回収見通し、同社の業績の改善傾向等に基づき回収可能性を検討した結果、貸倒引当金戻入額486百万円を販売費及び一般管理費に計上いたしました。

当社グループは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、貸倒引当金の要否を検討しておりますが、今後の同社の経営成績及び財政状態の変化により返済計画が遵守されない場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の計上が必要になり、損益に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 棚卸資産

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産6,737百万円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品の評価について、正味売却価額が取得原価を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、仕入年度から一定の期間を超える商品商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げております。

滞留による収益性の低下判断においては、直近の販売実績や今後の需要予測に照らした販売可能性、及び滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響

を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積と異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## 7. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 棚卸資産の内訳

商品及び製品	5,598百万円
販売用不動産	777百万円
原材料及び貯蔵品	362百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,075百万円

### (3) 担保提供資産

担保に供している資産

現金及び預金	800百万円
建物及び構築物	2,385百万円
土地	1,214百万円

計 4,400百万円

(上記に対する債務)

短期借入金 2,550百万円

上記のほか、定期預金212百万円を営業取引保証のため担保に供しております。

### (4) 受取手形割引高

受取手形割引高 899百万円

### (5) 当座借越契約

一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	2,550百万円
借入実行残高	2,550百万円
差引額	－百万円

### (6) 手形債権流動化

手形債権の一部を譲渡し債権の流動化を行っております。なお、受取手形の流動化に伴い、信用補完目的の留保金額を流動資産その他に含めて表示していません。

受取手形の流動化による譲渡高	239百万円
信用補完目的の留保金額	88百万円

## 8. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価の切り下げ額

売上原価	△5百万円
特別損失	36百万円

### (2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
東京地区	営業店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
	共用資産	
静岡地区	営業店舗	遊休資産
兵庫地区	営業店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産、ソフトウェア他

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位としてグルーピングをしております。また賃貸用資産、遊休資産においても主に閉鎖した店舗等の各物件単位を最小単位として個々の資産毎にグルーピングをしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスまたは、土地等の時価が帳簿価額より大幅に下落している場合、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 43百万円として特別損失に計上いたしました。

#### ※減損損失の内訳

営業店舗（建物及び構築物、工具、器具及び備品、土地）	42百万円
共用資産（建物及び構築物、工具、器具及び備品）	0百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しております。

## 9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	93,335	-	-	93,335
合計	93,335	-	-	93,335

### (2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)			当連結会計年度末残高(百万円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少		
当社	第6回新株予約権	普通株式	5,281	-	-	5,281	10
	合計		5,281	-	-	5,281	10

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金及び安全資産に限定し、また、資金調達については銀行等からの借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

貸付金、敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に取引先企業の財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務、借入金、リース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)受取手形及び売掛金 ※2	13,516		
貸倒引当金	△176		
	13,340	13,340	—
(2)長期貸付金 ※2	2,500		
貸倒引当金	△2,500		
	—	—	—
(3)敷金及び保証金 ※2	4,097		
貸倒引当金	△45		
	4,051	4,006	△45
資産計	17,392	17,346	△45
(1) 長期借入金 ※3	221	219	△2
負債計	221	219	△2

※1 「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 長期借入金には流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

※4 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社出資金	220百万円

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超
受取手形及び売掛金	13,340百万円	-百万円	-百万円
合計	13,340百万円	-百万円	-百万円

2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	28百万円	28百万円	28百万円	28百万円	28百万円	77百万円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	-	13,340	-	13,340
長期貸付金	-	-	-	-
敷金及び保証金	-	4,006	-	4,006
資産計	-	17,346	-	17,346
長期借入金	-	219	-	219
負債計	-	219	-	219

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形及び売掛金、長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定し

ており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもってレベル2の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、回収期日までの期間を加味した割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 11. 資産除去債務に関する注記

#### (1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、店舗並びに事務所の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて0年～38年と見積り、割引率は0%～0.796%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	357	百万円
有形固定資産等の取得に伴う増加額	62	百万円
時の経過による調整額	4	百万円
資産除去債務の履行による減少額	△21	百万円
履行差額による減少額	△23	百万円
連結子会社の取得による増加額	478	百万円
期末残高	857	百万円

### 12. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ギフトソリューション事業	リテール事業	トレーディング事業	アセット・サービス事業	合計
日本	41,068	14,952	367	386	56,774
中国	—	—	2,548	—	2,548
その他	18	—	8	—	26
顧客との契約から生じる収益	41,087	14,952	2,923	386	59,350
その他の収益	4	58	—	774	837
外部顧客への売上高	41,092	15,010	2,923	1,161	60,187

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益が含まれております。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
「連結注記表 4会計方針に関する事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等 (単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	2,068
契約負債（期末残高）	2,392

契約負債は主に、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,384百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 244円99銭  
(2) 1株当たり当期純利益 22円35銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

企業結合等関係

(取得による企業結合)

当社は、2023年4月6日開催の取締役会決議に基づき、同日付で株式会社パーニーズジャパンの全株式を取得する株式譲渡契約を締結し、2023年5月1日付で同社の全株式を取得し、子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社パーニーズジャパン

事業の内容：紳士服、婦人服、洋品雑貨、化粧品、ギフト雑貨等の販売及び輸入

(2)企業結合を行った主な理由

本件子会社化は、コロナ禍を経た新たな時代における国内外の富裕層の消費ニーズに応えるべく、当社グループにおいて新しいスタイルのリテール事業を展開していくことを目的としております。パーニーズジャパンの高いブランド

方と当社グループにおけるインバウンド事業のノウハウ等を活用することによる相乗効果で、バーニーズジャパンの売上拡大、海外向けECや貿易輸出等の事業領域の拡大が可能となり、今後における持続的な成長と企業価値向上に有効であると判断いたしました。

(3) 企業結合日

2023年5月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年5月1日から2023年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価につきましては、相手先との守秘義務契約に基づき非開示とさせていただきます。なお、第三者機関による適切なデューデリジェンスを実施し、価格の妥当性を検証するための十分な手続きを実施しております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び内訳

アドバイザー費用等 20百万円

5. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

3,855百万円

(2) 発生原因

企業結合時における時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	7,807百万円
固定資産	1,448百万円
資産合計	<u>9,256百万円</u>
流動負債	4,922百万円
固定負債	478百万円
負債合計	<u>5,400百万円</u>

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100	11,000	6,356	17,356
当期変動額				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	100	11,000	6,356	17,356

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△595	△595	△2,419	14,441
当期変動額				
当期純損失	△1,544	△1,544		△1,544
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△1,544	△1,544	△0	△1,544
当期末残高	△2,140	△2,140	△2,419	12,896

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	2	2	10	14,454
当期変動額				
当期純損失				△1,544
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2	△2		△2
当期変動額合計	△2	△2	-	△1,546
当期末残高	-	-	10	12,907

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法  
その他有価証券

市場価格のない株式等 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
以外のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

①商品 先入先出法に基づく原価法

②販売用不動産 個別法による原価法

③貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備）2～39年、その他2～15年

##### ②無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③長期前払費用

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間又は経済的耐用年数（2～14年）により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

##### ④厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

⑤転貸損失引当金

転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑥契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

⑦退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。

⑧役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑨関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

当社は、持株会社として子会社の経営管理、不動産賃料及び附帯する業務を行っており、収益は主に経営指導料、不動産賃料となります。

経営指導料については、経営管理サービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該時点において、契約時に定めた金額で一定の期間にわたって収益を認識しております。また、不動産賃料については、賃貸借契約に基づく賃貸料発生時に収益として認識しております。

(6)外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 百万円未満の端数処理については計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。
- ② グループ通算制度を適用しております。
- ③ 当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度に区分掲記していた「売掛金」(当事業年度一百万円)は、金額が僅少のため、当事業年度においては流動資産「その他」に含めて表示しております。

前事業年度に区分掲記していた「前渡金」（当事業年度6百万円）は、金額が僅少のため、当事業年度においては流動資産「その他」に含めて表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金8,912百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する事項）に記載しているため、注記を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

商品	3百万円
販売用不動産	147百万円
貯蔵品	0百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記しているものを除く)

関係会社に対する短期金銭債権	460百万円
関係会社に対する短期金銭債務	465百万円
関係会社に対する長期金銭債権	4,053百万円
関係会社に対する長期金銭債務	898百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,952百万円

(4) 保証債務

前払式支払手段に係る発行保証金保全基本契約書に対する債務保証

株式会社加古川ヤマトヤシキ 452百万円

株式会社加古川ヤマトヤシキ友の会 266百万円

子会社の銀行借入金に対する債務保証

株式会社加古川ヤマトヤシキ 94百万円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,646百万円

販売費及び一般管理費 95百万円

営業取引以外の取引による取引高 86百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,918	0	—	1,918
合計	1,918	0	—	1,918

(注) 普通株式の自己株式の増加の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

#### (繰延税金資産)

繰越欠損金	9,255
減損損失	454
投資有価証券評価損	37
関係会社株式評価損	2,659
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	259
貸倒引当金	2,992
退職給付引当金	48
転貸損失引当金	56
契約損失引当金	8
関係会社整理損失引当金繰入額	129
子会社整理損失	415
資産除去債務	150
その他	160
繰延税金資産小計	16,628
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,255
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,372
評価性引当額小計	△16,628
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	2
繰延税金負債合計	2
繰延税金負債の純額	2

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度において、当期純損失を計上したために記載を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	シャディ㈱	東京都港区	100 百万円	ギフト販売事業	所有直接 100%	役員の兼任 手形債権の流動化	経営指導料の受入 手形債権の流動化 流動化手数料収入	401 2,342 0	未収入金 未払金	120 88
子会社	ラオックス・ロジスティクス㈱	栃木県栃木市	100 百万円	物流事業	所有直接 100%	役員の派遣 資金の貸付	経営指導料の受入 資金の貸付	48 164	未収入金 関係会社短期貸付金	29 1,514
子会社	ラオックス・グローバルリテリング㈱	東京都港区	90 百万円	免税小売業	所有直接 100%	役員の兼任 不動産賃貸 資金の借入	経営指導料の受入 不動産賃貸 収入 資金の借入及び返済	135 121 251	未収入金 前受金 -	54 26 -
子会社	㈱バーニーズジャパン	東京都千代田区	100 百万円	アパレル販売業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 資金の回収	1,600 500	関係会社短期貸付金	1,100
子会社	ラオックス・リアルエステート㈱	東京都千代田区	98 百万円	商業不動産運営事業	所有直接 100%	役員の兼任 不動産賃貸 資金の貸付	経営指導料の受入 不動産賃貸 収入 資金の貸付 受取利息	44 814 300 44	長期未収入金 (注4) 関係会社長期貸付金 (注4) 未収利息	2,105 2,480 4
子会社	㈱加古川ヤマトヤシキ	兵庫県加古川市	50 百万円	百貨店業	所有直接 100%	役員の兼任 債務保証 資金の貸付	債務保証(注5) 資金の貸付及び回収	452 62	- 関係会社長期貸付金	- 177
子会社	㈱加古川ヤマトヤシキ友の会	兵庫県加古川市	20 百万円	商品販売 取次業	所有間接 100%	役員の派遣 債務保証 資金の借入	債務保証(注6) -	266 -	- 関係会社短期借入金	- 300
子会社	ラオックス・メディアソリューションズ㈱	東京都千代田区	10 百万円	サービス業	所有直接 100%	役員の派遣 資金の貸付	資金の貸付	47	関係会社長期貸付金(注7)	412
子会社	上海禪誼貿易有限公司	中国上海市	18 百万円	物品卸売 事業	所有間接 100%	資金の貸付	資金の貸付 資金の回収	620 1,180	関係会社短期貸付金	279
子会社	香港益樂有限公司	中国香港	0 百万円	物品卸売 事業	所有間接 100%	ロイヤリティ 收受	手数料収入	15	関係会社未収入金	5

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	楽購思(上海) 商貿有限公司	中国 上海市	46 百万円	物品卸売 事業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	-	-	破産更生債 権等 (注8)	264
子会社	楽購仕(南京) 商品採購有限 公司	中国 江蘇省	32 百万円	物品卸売 事業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	-	-	破産更生債 権等 (注8)	752
子会社	楽購仕(南京) 商貿有限公司	中国 江蘇省	31 百万円	小売業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	-	-	破産更生債 権等 (注8)	707
子会社	楽購仕(北京) 商貿有限公司	中国 北京市	31 百万円	小売業	所有直接 100%	役員の派遣	-	-	固定負債そ の他	302
子会社	楽購仕(上海) 商貿有限公司	中国 上海市	50 百万円	小売業	所有直接 100%	役員の兼任	-	-	固定負債そ の他	216
子会社	楽購仕(厦門) 商貿有限公司	中国 福建省	21 百万円	小売業	所有直接 100%	役員の兼任	-	-	固定負債そ の他	168

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 子会社との取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
3. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言等に対する対価として、各子会社ごとの業務の内容を勘案し決定しております。
4. 4,139百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において7百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. 前払式支払手段に係る発行保証金保全契約に起因する債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
6. 前受業務保証金供託委託契約に起因する債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
7. 412百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において47百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
8. 債権債務相殺後の債権に対して633百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において29百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

#### 9. 収益認識基準に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表1.重要な会計方針 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 141円08銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △16円90銭

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。